

特定疾患に関する各種サービス

継続 H20.7.1 現在

特定疾患医療費の援助制度

① 特定疾患公費負担制度について

・ 申請が承認された場合、特定疾患の治療費・入院した場合の食事療養費が公費負担で受けられます。

ただし、所得に応じて一部自己負担が生じる場合があります。

・ 生計中心者の前年の所得（所得税額）に応じて、一ヶ月の自己負担額が決定されます。

* 訪問看護、介護予防訪問看護については、一部自己負担は生じません。

* 薬剤は、院外処方の場合、自己負担はありません。

ただし、その対象は特定疾患の治療に関する薬剤に限られます。

* 有効期間は1年間（10月1日～9月末日）で、毎年継続申請が必要です。

（毎年6月ごろにご案内と必要書類を郵送し、7～8月に受付を行います。）

② 重症認定について

・ 特定疾患が原因で身体障害者手帳1、2級または障害年金1級を取得された方は、「全額公費負担＝自己負担なし」となりますので、直ちに保健所で重症認定申請を行ってください。（身体障害者手帳または障害年金証書をご持参ください）

・ 病状が悪化し、「重症認定基準」を満たした場合も「全額公費負担＝自己負担なし」となります。ただし、主治医の診断書の提出が必要です。

（重症認定基準表・診断書・申請書の用紙は保健所にあります）

③登録者認定について

- ・ 下記の病名の方で、病状が安定し、日常生活において著しい制限を受けることがない場合、「軽快者＝登録者」として認定され、公費負担の対象外となることがあります。ただし、その後病状が悪化した場合、再申請（新規申請と同じ書類）をし、承認されれば再度公費負担の対象となります。

軽快基準対象疾患

- ・ ベーチェット病 ・ 重症筋無力症 ・ 全身性エリテマトーデス ・ 再生不良性貧血
- ・ サルコイドーシス ・ 強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎 ・ 特発性血小板減少性紫斑病
- ・ 結節性動脈周囲炎 ・ 潰瘍性大腸炎 ・ 大動脈炎症候群 ・ ビュルガー病
- ・ 天疱瘡 ・ クローン病 ・ 悪性関節リウマチ ・ 後縦靭帯骨化症 ・ モヤモヤ病
- ・ ウェゲナー肉芽腫症 ・ 表皮水疱症 ・ 膿胞性乾癬 ・ 広範脊柱管狭窄症
- ・ 特発性大腿骨骨頭壊死症 ・ 混合性結合組織病 ・ 特発性間質性肺炎
- ・ バッドキアリ症候群

その他の制度

①老人医療一部負担金一部助成

特定疾患公費負担制度対象者として承認された場合、65歳以上の方は、老人医療の対象となり、一部負担金の一部助成対象となります。（ただし、所得制限があります）ひとつの医療機関あたり、入院・通院とも1日につき各500円（月2回まで）の自己負担がかかります。ひと月に3回以上同一の医療機関に受診されると、3回目以降の医療費は全額公費負担となります。

この制度は、特定疾患に関わらず、あらゆる病気の治療に適用となります。

②身体障害者医療

お体の状況により、身体障害者手帳の交付を受けることができます。

1、2級に認定された方のみ医療費助成対象となります。

まず、主治医にご自分の病状が対象となるかをご相談ください。

介護保険制度

本人や介護者の状況により、以下のサービスを受けることができます。

【サービス内容】

在宅

- ・ 訪問診療・訪問リハビリ・ヘルパー派遣・デイサービス
- ・ ディケア・ショートステイ・日常生活用具の給付
- ・ 車椅子、ベッドのレンタル・住宅改造 など

施設

- ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護療養型老人保健施設

【対象】 65 歳以上の方

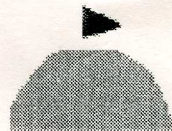
40 歳から 64 歳で、特定疾病（特定疾患とは異なります）に罹っておられる方

筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、悪性関節リウマチ
パーキンソン病関連疾患、後縦靭帯骨化症、シャイ・ドレーガー症候群
広範脊柱管狭窄症、プリオン病、多系統萎縮症

【費用】

- ・ 各サービスに、1 割の自己負担が必要です。
- ・ 要介護度（要支援 1・2、要介護 1～5）によって、利用限度額があります。

（ （ （



福祉サービス

① 自立支援給付・地域生活支援事業等の障害福祉サービス

本人や介護者の状況により、以下のサービスを受けることができます。

ただし、介護保険制度の利用が優先です。

介護給付

- ・ホームヘルプ ・ショートステイ ・施設入所支援
- ・重度訪問介護 ・療養介護 ・生活介護 など

訓練等給付

- ・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・グループホーム

地域生活支援事業

- ・相談支援 ・コミュニケーション支援 ・移動支援
- ・日常生活用具 ・生活サポート支援 ・地域活動支援

【対象】

身体障害者手帳、療育手帳を持っておられる方

【費用】

本人および扶養義務者の負担能力に応じて、利用者負担額が決定します。

(扶養義務者：20歳未満の方は、父・母・配偶者、20歳以上の方は配偶者・子)

② 難病患者等居宅生活支援事業

本人や介護者の状況により、以下のサービスを受けることができます。

ただし、他の制度の対象者は利用できません。

【サービス内容】 市町によっては実施していないサービスもあります。

- ・ヘルパー派遣・ショートステイ・日常生活用具（特殊寝台、入浴補助具等）の給付

【対象】 特定疾患治療研究事業対象疾患の方

【費用】 本人や家族の所得に応じて、自己負担があります。

③ 難病患者見舞金（和泉市、高石市のみ）

申請月：9月 支給月：12月

